

## 寄附金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第53条に基づき、公益社団法人日本植物園協会（以下「協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 協会の会員又は協会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- (2) 特定寄附金 協会の会員又は協会の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金。

2 この規程における寄附金は、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (一般寄附金の募集)

第3条 協会は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、理事会において必要と認める額を必要な時期に使用するものとする。ただし、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

### (特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下、「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

### (募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞無く礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書、税額控除に係る証明書の写しを寄附者に送付するものとする。ただし、募金箱による寄附金の入金に対しては、原則として受領書等の送付は行なわないものとする。

2 前項の受領書には、協会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 協会は、特定寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、使途予定その他、必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 協会は、特定寄附金の支出が終了したときは、当該寄附金の支出に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 協会は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が次の各号に該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合。

(2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。

(3) 寄附金の受け入れに起因して、協会に著しく資金負担が生ずる場合。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(情報公開)

第9条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報管理規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月13日から施行する。
- 2 平成25年4月1日施行の公益社団法人日本植物園協会寄付金等取扱規程は、これを廃止する。